

2016年11月29日  
消費者委員会成年年齢引き下げ対応検討WGヒアリング資料  
「民法の成年年齢引き下げに伴う消費者課題」について

(一社)全国消費者団体連絡会

河野 康子



# 一般社団法人全国消費者団体連絡会

- 1956年12月結成
- 第1回消費者大会(1957年)  
「消費者宣言」  
“消費者大衆こそ経済繁栄の母であり、商業者繁栄の支柱”  
“私たち消費者大衆こそ主権者”
- 2013年4月一般社団法人全国消団連に移行・・・47団体(2016. 10)
  - ・全国的消費者組織16
  - ・都道府県単位の地域消費者連絡組織26
  - ・消費者問題に関わる非営利組織5
- 2016年度活動方針  
「具体的な課題解決」⇒「社会的要請に応える態勢づくり」
  - (1)改めて消費者行政の位置づけ強化を働きかける
  - (2)消費者問題への社会的な理解を広げる
  - (3)消費者団体間や関連団体との連帯を一層すすめる

# 1. 「成年年齢引き下げ」に伴う課題について

---

## ▶ 成年年齢引き下げに伴い「未成年者取消権」は重要な関心事

- ・現在未成年保護としての重要な役割を果たしている契約における「未成年者取消権」が18・19歳からなくなることは、消費者問題の観点から重大な問題
- ・国民生活センターの調査では、「未成年者と比べて20歳になった若者(成人)からの相談件数は格段に多く、『契約金額の高額化』や『契約する商品・サービスにおいても、サイドビジネスやマルチ取引、エステ等複雑なトラブルが上位』」という結果が出ている
- ・成年年齢が引き下げられると、この傾向が18歳から生じる事態が懸念される
  - \*「19歳のサクラサイト被害の相談を受け、現在未成年者取消権を使って解決を目指している。18・19歳から未成年者取消権がなくなると影響は大きい」
  - \*「18歳は受験などに追われ、大学に入ってからすぐの時期は生活環境が大きく変わり、そうした時に契約の勧誘があったら対応できるか不安」

## 2.消費者にとって「成年年齢引き下げ」とは？

---

### ▶ 緊急消費者アンケートから見えてきた状況

①成年年齢引き下げの動き自体が十分に知られていない

②改正が実現すると未成年者取消権が18・19歳からなくなることなど消費生活に及ぼす影響が十分に知られていない

▶ 成年年齢引き下げに「積極的な立場」からは、早期に社会的な自立を促すことが重要との意見

▶ 成年年齢引き下げに「慎重な立場」からは、社会の受容が不十分な中で18・19歳の未成年者取消権が消滅することに対する懸念する意見

※別添：全国消団連「成年年齢引き下げについての緊急アンケート」結果参照

### 3. 「成年年齢引き下げ」に伴う対策について①

---

#### ▶ 法制度等の整備

(1) 消費者契約法に、事業者は契約相手となる消費者の年齢や知識・経験・能力に配慮しなければならない規定を置くこと。事業者が若年者などの知識・経験・能力の不足等の事情につけ込んで締結した契約を取消できる規定を置くこと。

(2) 公正競争規約を若年成人に配慮した形に改定するなど、業界ごとに自主規制のあり方を見直し、成年年齢引き下げへの対応を促進すること。

(3) 消費者問題の観点からは、社会の中で特に若年層と高齢者への目配りが必要とされていることを鑑み、今回の成年年齢引き下げへの対応を機に、高齢者対応も含めた形で法制度等の整備を図るべきである。

#### ▶ 若年層向け相談機能の整備

(1) 若年層がSNSに親しんでいること、消費生活センターなどの公的機関に電話相談することに敷居の高さを感じていることなどを踏まえ、メール機能の活用など現在の情報通信の実情を反映した相談方法等を整備すること。

## 4. 「成年年齢引き下げ」に伴う対策について②

### ▶ 消費者教育の強化

#### (1) 消費者教育の効果測定と、実践的な消費者教育の実施

学校教育の中に消費者教育は位置づけられているものの、授業の中に定着しているとは言えない。また、どこまで効果が上がったかの効果測定は行われていない。

当事者である学生からは「授業で聞いたことと実生活がつながっていない」との指摘もされている。こうした現状を踏まえ、消費者教育の効果測定を行うとともに、学校で学んだことが実生活の中で真に役に立つよう、知識の習得と同時に、アクティブラーニングやロールプレイングなど、より実践的な手法を用いて、初等教育の段階から実施すること。

#### (2) 親世代への情報提供・消費者教育の充実

18・19歳へ消費者被害が拡大する事態を防ぐためには、親世代への情報提供と消費者教育が不可欠である。改正消費者安全法においては、「高齢者見守り」が位置付けられているところであるが、成年年齢引き下げを機に、新たに若年層への対応を記すとともに、高齢者や若年層を見守る側としての親世代を中心に社会全体への情報提供、消費者教育を充実すること。

#### (3) 消費者教育の人材確保

多様な角度、手法で消費者教育を進める必要があることから、消費者教育の担い手とコーディネーターの養成と確保を進めること。

## 5. 「成年年齢引き下げ」に伴う対策について③

### ▶ 若年層が自ら学ぶ機会と場の創出

選挙権付与に伴い、18・19歳の若年層に、社会へ積極的に参画しようという意識改革が始まっている。この機を逃さず、教育、勤労、納税という国民の義務など主権者としての意識向上のために、若年層自らが進んで学べる環境整備を進めることが重要である。

消費者教育や家庭教育等周囲からの働きかけに加えて、若年層自らが積極的に参画できるような場・仕組み・ネットワークづくりを進めるとともに、そのための支援を行うこと。

### ▶ 経過措置について

2009年(平成21年)に答申された法制審議会「民法の成年年齢引下げに関する最終報告書」では、契約年齢を引き下げた場合の問題点として「18歳・19歳の者が悪質業者のターゲットとされるなど、消費者被害が拡大するおそれ」が指摘されるとともに、「引下げの法整備を行うには、若年者の自立を促すような施策や消費者被害の拡大のおそれ等の問題点の解決に資する施策が実現されることが必要」とされた。

報告書では「消費者被害が拡大しないための施策の充実」として、①消費者保護施策の充実 ②消費者関係教育の充実 が言及されているが、これらの効果はいまだ明示的に表れてはいない状況。インターネットによる情報通信手段が普及し、SNS等によるコミュニケーションが主流となり、契約や決済にも大きなグローバル化の波が押し寄せている現在を生きる若年層に対して、本意見書に挙げた方策の早期具体化を進めるとともに、社会経験が十分でない若い消費者が安全で安心して暮らせる環境整備が整うまでの間を、18・19歳の未成年者取消権を維持する経過措置期間としておくべきである。